

◇閉校式の日程について（案）

（事務局案）

月日：令和10年3月25日（土）

① 9：00～10：30

村岡小学校

② 11：00～12：30

兎塚小学校

③ 14：00～15：30

射添小学校

村岡区小学校等閉校記念事業補助金見込額（参考）

年度	校名	児童・園児数	校区内世帯数 (予算用)	基礎額	算定単価	校区配分額 (児童園児数＋校区内世帯数) × 単価500円	計 (基礎額＋校区配分額)	補助金額計 (左記千円未満切捨て)
9	村岡小学校	29	623	100,000	500	326,000	426,000	426,000
	兎塚小学校	29	468	100,000	500	248,500	348,500	348,000
	射添小学校	23	456	100,000	500	239,500	339,500	339,000
		81	1,547	300,000		814,000	1,114,000	1,113,000

香美町立学校等閉校及び閉園記念事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、香美町内の幼稚園又は小学校（以下「学校等」という。）の閉校及び閉園（以下「閉校」という。）に伴い、これを記念するための事業（以下「閉校記念事業」という。）を行う団体に対し、香美町立学校等閉校及び閉園記念事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、香美町補助金等交付規則（平成17年香美町規則第37号）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第2条 この要綱による補助金の交付対象者は、閉校する学校等の校区の住民の代表その他関係者で構成された組織であって町長が適当と認めた団体とする。

(補助金の交付対象事業及び経費)

第3条 補助金の交付対象事業及び経費は、別表1のとおりとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において、別表2に定める額とする。ただし、補助対象となる経費の合計（以下「補助金等対象事業費」という。）がこれを下回る場合は、補助金等対象事業費とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 この要綱による補助金の交付は、原則として閉校する学校等につき1回かつ1団体のみとし、後年度において交付しないものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、香美町立学校等閉校及び閉園記念事業費補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 事業等計画書（様式第2号）

- (2) 予算書（事業費明細書）（様式第3号）
- (3) 補助事業者構成員等一覧表（様式第4号）
- (4) 校区内児童・園児数・戸数一覧表（様式第5号）
- (5) その他町長が必要と認める書類

（交付の決定）

第6条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付が適当と認めたときは、香美町立学校等閉校及び閉園記念事業費補助金交付決定通知書（様式第6号。以下「交付決定通知書」という。）により当該補助事業者へに通知するものとする。

（内容の変更等）

第7条 前条の規定により補助金交付の決定を受けた補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、香美町立学校等閉校及び閉園記念事業費補助金変更交付申請書（様式第7号）を提出し、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。ただし、軽易な変更で町長の認めるものについては、この限りでない。

- (1) 補助対象事業の全部又は一部について内容を変更しようとするとき。
- (2) 補助対象事業の全部又は一部を中止しようとするとき。

2 町長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、香美町立学校等閉校及び閉園記念事業費補助金変更交付決定通知書（様式第8号。以下「変更交付決定通知書」という。）により、当該補助事業者へに通知するものとする。

（補助金の概算払）

第8条 町長は、事業の運営上必要があると認めるときは、交付を決定した額（以下「交付決定額」という。）を限度として、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定による概算払を受けようとするときは、香美町立学校等閉校及び閉園記念事業費補助金（概算・精算）請求書（様式第11号。以下「請求書」という。）に交付決定通知書又は変更交付決定通知書の写しを添えて、町長に提出しなければならない。

（事業の完了報告）

第9条 補助事業者は、事業が完了したときは、事業完了の日から起算して、

30日以内又は交付決定の属する年度の3月31日(同日が町の休日にあたるときは、その前開庁日とする。)のいずれか早い日までに香美町立学校等閉校及び閉園記念事業費補助事業実績報告書(様式第9号。以下「実績報告書」という。)を町長に提出するものとする。

(補助金の確定)

第10条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助金の執行が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、香美町立学校等閉校及び閉園記念事業費補助金交付確定通知書(様式第10号)により補助事業者に通知するものとする。

2 町長は、確定した額が交付決定額と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

(補助金の精算)

第11条 補助事業者は、前条の規定により補助金額が確定したときは、請求書により補助金の交付を請求するものとする。この場合において、第8条の規定により概算払を受けているときは、確定額から概算払の額(以下「概算払額」という。)を差し引いて請求するものとする。

2 補助事業者は、概算払額が確定額を超えているときは、実績報告書を提出した日の翌日から起算して7日以内にその差額を返金するものとする。

(補助金の取消し及び返還)

第12条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) その他補助金を交付することが不適切であると認められる事実があったとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(告示の失効)

- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

(告示の失効に伴う経過措置)

- 3 この告示の失効の日前に交付決定を行った補助金については、前項の規定にかかわらず、この告示の失効の日後も、なおその効力を有する。

別表1 (第3条関係)

対象事業	閉校記念として行う式典、講演会、記念誌・記念映像・記念品の製作・配布等町長が認める事業
対象経費	報償費(講師謝金等)、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、燃料費)、役務費(通信運搬費、広告宣伝費等)、委託料、使用料及び賃借料(会場使用料、物品賃借料等)、原材料費、負担金、その他町長が必要と認める経費

別表2 (第4条関係)

基礎額	校区配分額	補助金の額
100,000円	閉校する学校等の当該年度の児童・園児数及び当該校区内の戸数の合計に500円を乗じて得た額	基礎額及び校区配分額の合計